

規制改革会議

内閣府設置法に基づき設置された審議会で、内閣総理大臣の諮問を受け、規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務とする

規制改革対象案件について見直し内容等を盛り込み、「規制改革実施計画」を閣議決定（H25.6.14）

規制改革実施計画の決定内容

老朽化マンションの建替え等の促進について

（規制改革の内容）

老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。

（実施時期）

平成25年度検討・結論

（所管省庁）

法務省、国土交通省